

第1回 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合協議会

日 時：令和4年5月17日（火）午後1時10分から
場 所：千葉県庁本庁舎5階 特別会議室（Web開催）

次 第

1 あいさつ

2 確認事項

- (1) 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の基本的な方向性について
- (2) 統合協議会における主な協議事項及びスケジュールについて

3 議 題

- 議案第1号 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会幹事会運営要綱について
- 議案第2号 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会部会運営要綱について
- 議案第3号 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会九十九里地域市町村等調整会議運営要綱について
- 議案第4号 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会南房総地域市町村等調整会議運営要綱について
- 議案第5号 会長の職務を代理する副会長の指名順について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合のこれまでの検討について

1 統合の必要性

- 千葉県は、水源の確保に不利な地域であり、また県内でも水源の確保に要する負担に大きな地域差がある。
- また、今後、千葉県においても人口減少が見込まれる中、将来にわたり県民に水を安定的に供給するためには、水道事業体の経営健全化、技術の確保・継承、施設の整備・更新といった課題の解決を図る必要がある。
- 個々の水道事業体の経営努力だけではこれらの課題を解決することが困難であることから、リーディングケースとして九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に取り組む。

2 これまでの検討について

OH22. 3「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」

- ・運営基盤の脆弱な九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合をリーディングケースとして取り組む、等。

OH27. 9「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)」

- ・用水供給料金の引下げに必要な財政措置については、市町村水道総合対策事業補助金相当額の活用、統合効果も加味した上で、不足額を県及び市町村において負担する。
- ・関係市町村等における末端給水事業体の統合・広域化の合意を前提とする 等。

OH28. 3～「実務担当者による検討会議」

- ・将来の施設更新、財政収支見通し等の協議を重ねる。

OR2. 4～「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」

ア 目的…統合に向けた協議を円滑に進めるため、統合に係る基本的な事項を協議することを目的として設置する。

イ 組織構成…会長：副知事、委員：総合企画部長、県企業局長、副市町村長等

OR4. 3 「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書」を締結

- ・準備会議での合意を受け、統合の基本的な方向性を取りまとめた覚書を締結。

OR4. 4～「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会」

ア 目的…統合に向けた具体的な協議を行う。

イ 組織構成…会長：知事、委員：県企業局長、企業団企業長、市町村長

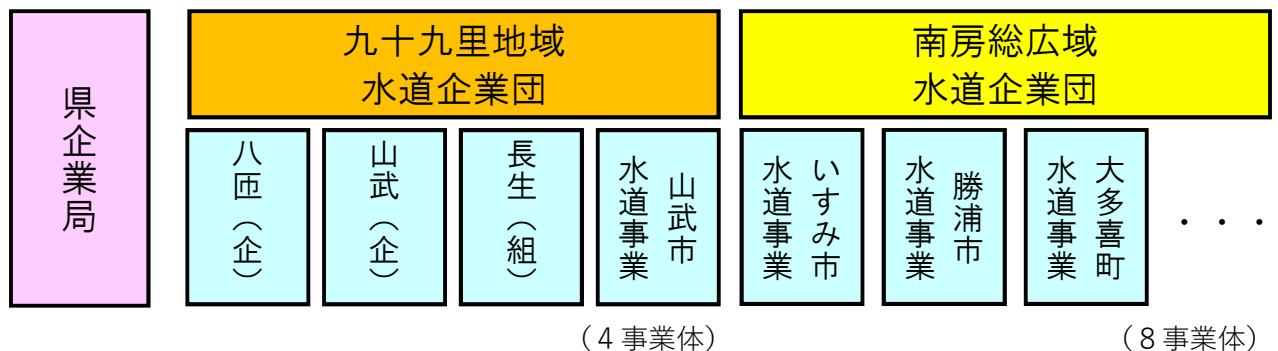
九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合の基本的な方向性について

九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合（リーディングケース）については、以下のとおり進める。

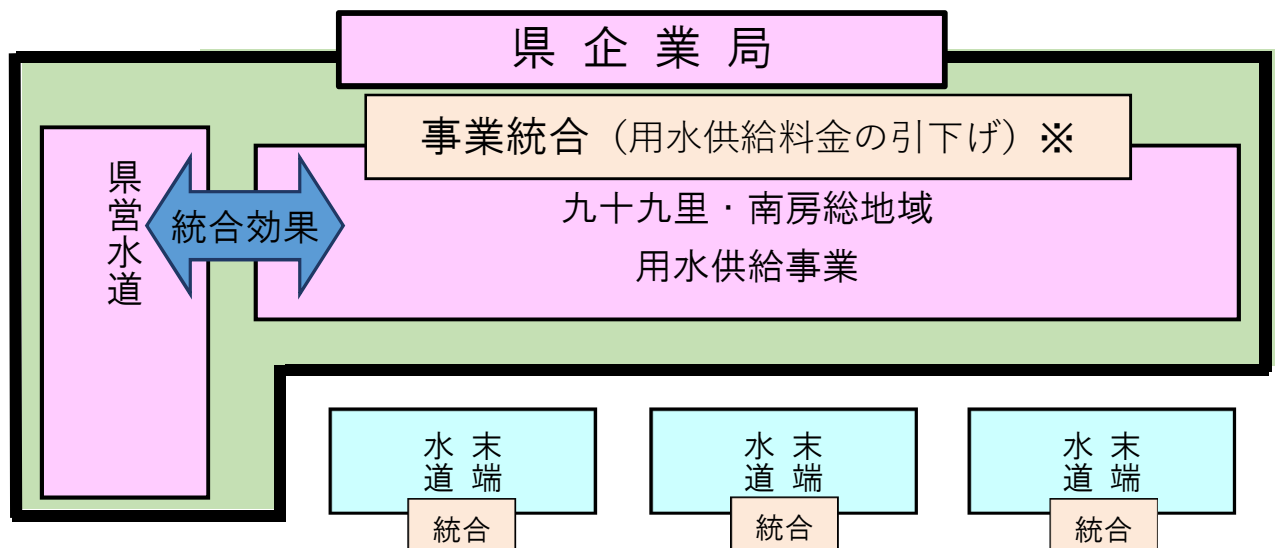
- (1) 国交付金による財源創出額を最大限活用することを前提とし、統合年度に九十九里・南房総地域を水道用水供給事業として事業統合し、県企業局が経営する（県営水道との間で管理部門の集約、システム統合等の統合効果を創出）。
- (2) 事業統合により九十九里・南房総地域の水道用水供給料金を引き下げる。
- (3) 水道用水供給料金引下げのための財政措置として、県営水道との統合効果や、国交付金の活用による財源創出額を充て、不足する額については、市町村水道総合対策事業補助金の振替や、県（一般会計）と構成市町村において負担する。
- (4) 統合の時期は、令和7年4月を目途とする。

【リーディングケースの進め方】

<現 状>



<リーディングケースの統合>

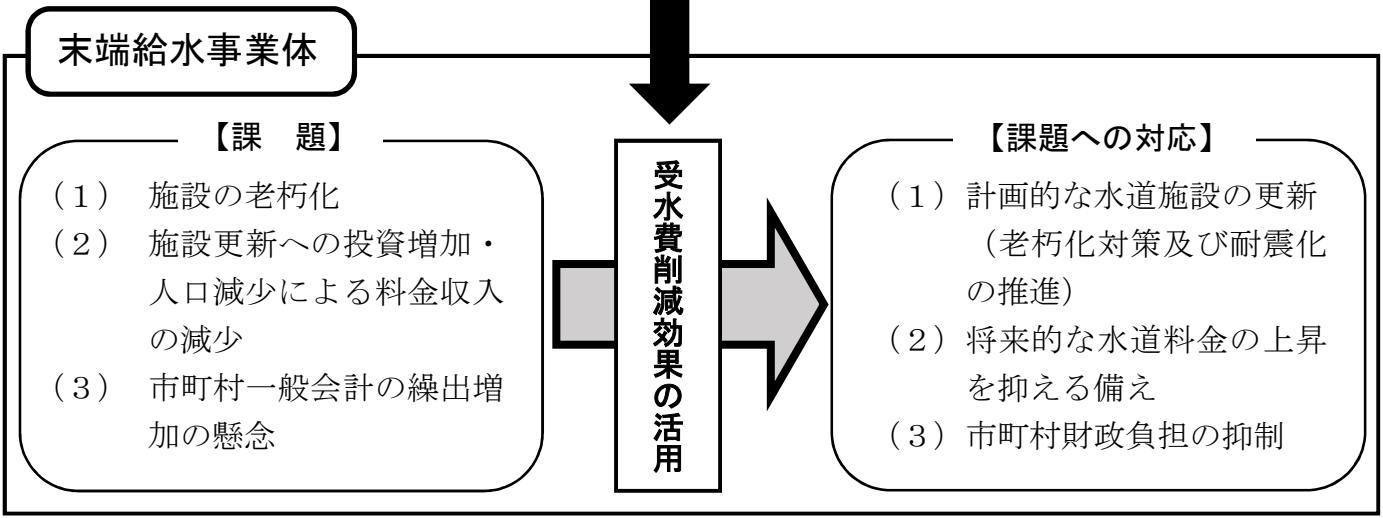
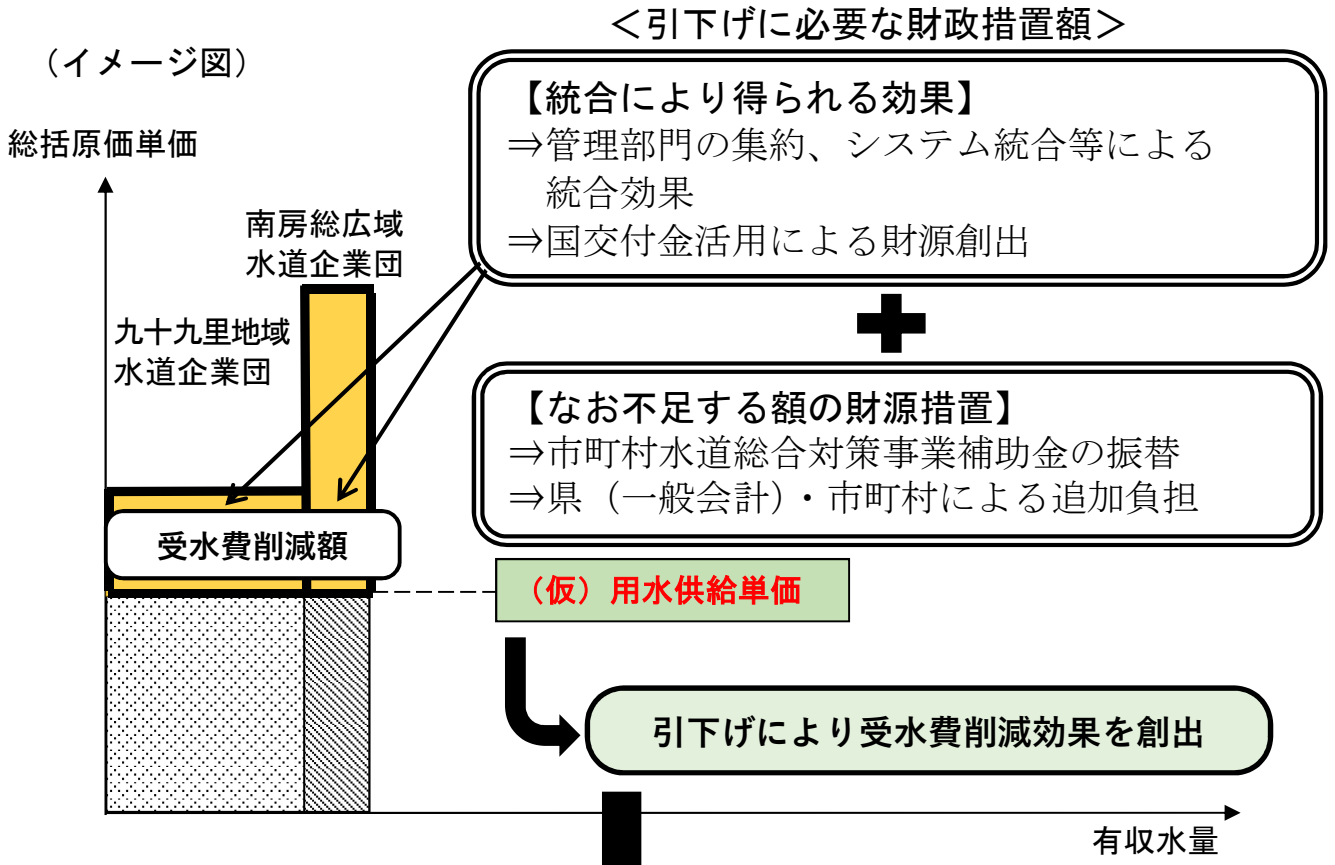


※ 両地域の水道用水供給事業を統合（一会計）し、これを県企業局が経営する。

【統合により得られる効果】

- ① 県営水道との間で管理部門の集約、システム統合等の統合効果を創出
 - ② 国交付金（広域化事業）を最大限活用
 - ③ 国交付金（運営基盤強化等事業）
- （※上記②の交付金の総額を上限に活用可能）

【用水供給単価引下げについて】



【統合の時期】 令和7年4月を目途

統合協議会における主な協議事項

1 水需要予測

九十九里地域・南房総地域における令和3年度までの実績及び今後の人口推計などを考慮し、統合後の水道用水供給事業に係る水需要予測を行う。

2 施設整備計画

1で予測した水需要を基に、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団における既存計画も踏まえ、施設整備計画を策定する。

3 財政収支計画

2で策定した施設整備計画を基に、必要となる支出総額及び収入総額を算定し、財政収支計画を策定する。

4 水道用水供給料金

3で算定した収入総額に対する、料金収入、市町村水道総合対策事業補助金の振替額、県（一般会計）・市町村の追加負担を算定し、水道用水供給料金を決定する。

5 資産管理

九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が保有する資産を整理し、未利用財産を確定させ、県企業局に引き継ぐ資産と引き継がない資産を決定する。

6 組織体制・職員の身分

統合後の水道用水供給事業の運営体制を整備するとともに、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団職員の身分の取扱い等を定める。

7 統合基本計画

1～6を盛り込んだ統合後の事業運営の基本的な方針である統合基本計画を策定する。

統合協議会における協議スケジュールについて

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年 4月
水需要 予測	水需要予測作成 → 基本計画反映			
施設整備 計画	施設整備計画作成 → 基本計画反映		国交付金 本要望	
財政収支 計画	財政収支計画作成 → 基本計画反映			
水道用水 供給料金	水道用水供給料金の検討			
県（一般会 計）及び市町 村の追加負担	県（一般会計）及び市町村の 追加負担に関する検討			
資産管理	固定資産管理、 未利用財産等の整理			
組織体制・ 職員の身分	組織体制・職員の身分 に関する検討			
基本計画	基本計画作成作業			
認可申請	認可申請に向けた 事前準備 ※随時、厚生労働省 に事前協議		認可申請書作成	

統合基本計画策定・基本協定締結

認可申請・認可取得

統合・事業開始

議案第1号

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の 統合協議会幹事会運営要綱について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱
第7条の規定に基づき設置する幹事会に係る運営要綱について、別紙のとおり提案する。

令和4年5月17日

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の
統合協議会幹事会運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱第7条の規定に基づき、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会（以下「協議会」という。）の幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会を補佐し、協議会への提案事項の協議調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 幹事会に、会長及び副会長3人を置く。

- 2 会長は、千葉県総合企画部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、千葉県企業局管理部長、九十九里地域水道企業団事務局長及び南房総広域水道企業団事務局長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

- 2 委員は、やむを得ない事由で幹事会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。

(報告)

第6条 会長は、幹事会の協議の経過及び結果について、協議会に説明するものとする。

(事務局)

第7条 幹事会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	役職名	備考
千葉県	総合企画部長	会長
	企業局管理部長	副会長
	企業局水道部長	
九十九里地域水道企業団	事務局長	副会長
南房総広域水道企業団	事務局長	副会長
茂原市	企画財政部長	九十九里(企)企業長の属する市町村
いすみ市	水道課長	南房総(企)企業長の属する市町村
東金市	企画政策部長	九十九里(企)副企業長の属する市町村
南房総市	水道局長	南房総(企)副企業長の属する市町村

議案第2号

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の 統合協議会部会運営要綱について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱
第8条の規定に基づき設置する部会に係る運営要綱について、別紙のとおり提案する。

令和4年5月17日

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の
統合協議会部会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会（以下「協議会」という。）の部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 部会は、協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を補佐し、幹事会への提案事項の協議調整を行うものとする。

（組織）

第3条 部会の名称、委員及び所掌事務は、別表のとおりとする。

（会長及び副会長）

第4条 各部会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総務部会及び経理・業務部会にあつては千葉県総合企画部水政課長、工務部会及び維持管理部会にあつては千葉県総合企画部水政課用水供給事業統合準備室長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名した者をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 部会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

- 2 委員は、やむを得ない事由で部会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。
- 3 部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。
- 4 部会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 5 設置要綱第8条第2項によるワーキンググループは、各部会の指示した事項について専門的事項の検討を行い、検討結果を部会に報告するものとする。

（報告）

第6条 会長は、部会の協議の経過及び結果について、協議会九十九里地域市町村等調整会議、協議会南房総地域市町村等調整会議及び幹事会に説明するものとする。

(事務局)

第7条 部会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部会

団体名	役職名	所掌事務
千葉県	総合企画部水政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・各種システムの統一等に関する事 ・総務部会所管のシステムに関する事 ・各種条例・規程の改正に関する事
	企業局管理部総務企画課長	
	企業局管理部副参事（用水供給事業統合）	
九十九里地域水道企業団	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・企業団の解散に関する事 ・組織体制・職員の身分（人事、服務、福利厚生、給与・手当・退職金等）に関する事
	企画財政課長	
南房総広域水道企業団	業務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定、認可申請に関する事 ・その他必要となる事項

経理・業務部会

団体名	役職名	所掌事務
千葉県	総合企画部水政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・経理・業務部会所管のシステムに関する事 ・会計事務、契約事務、予算・決算、企業債等に関する事 ・水道用水供給料金に関する事
	企業局管理部財務課長	
	企業局管理部経理課長	
	企業局管理部副参事（用水供給事業統合）	
九十九里地域水道企業団	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・財政収支計画に関する事 ・資産管理（固定資産管理、未利用財産等）に関する事
	企画財政課長	
南房総広域水道企業団	業務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定、認可申請に関する事 ・その他必要となる事項

工務部会

団体名	役職名	所掌事務
千葉県	総合企画部水政課用水供給事業統合準備室長	<ul style="list-style-type: none"> ・工務部会所管のシステムに関すること ・水需要予測、水利権に関すること ・施設整備計画に関すること ・水道事業の広域化に資する生活基盤施設耐震化等交付金に関すること ・基本計画策定、認可申請に関すること ・その他必要となる事項
	企業局水道部計画課長	
	企業局水道部浄水課長	
	企業局水道部給水課長	
	企業局管理部副参事（用水供給事業統合）	
九十九里地域水道企業団	工務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定、認可申請に関すること ・その他必要となる事項
	浄水課長	
	企画財政課長	
南房総広域水道企業団	工務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要となる事項

維持管理部会

団体名	役職名	所掌事務
千葉県	総合企画部水政課用水供給事業統合準備室長	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理部会所管のシステムに関すること ・浄水場等の運転、維持管理、管路の維持管理等に関すること ・水質管理に関すること ・各種運転マニュアルに関すること ・危機管理体制・マニュアル等に関すること ・基本計画策定、認可申請に関すること ・その他必要となる事項
	企業局水道部浄水課長	
	企業局水道部計画課長	
	企業局水道部給水課長	
	企業局管理部副参事（用水供給事業統合）	
九十九里地域水道企業団	工務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定、認可申請に関すること ・その他必要となる事項
	浄水課長	
南房総広域水道企業団	浄水課長	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要となる事項

議案第3号

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の 統合協議会九十九里地域市町村等調整会議運営要綱について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱第9条の規定に基づき設置する九十九里地域の市町村等調整会議に係る運営要綱について、別紙のとおり提案する。

令和4年5月17日

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の
統合協議会九十九里地域市町村等調整会議運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合協議会設置要綱第9条の規定に基づき、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合協議会（以下「協議会」という。）の九十九里地域市町村等調整会議（以下「市町村等調整会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市町村等調整会議は、協議会幹事会（以下「幹事会」という。）への提案事項について、幹事会に説明する前に、関係市町村等が協議調整を行うものとする。

(組織)

第3条 市町村等調整会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 市町村等調整会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、九十九里地域水道企業団の委員をもって充てる。
- 3 副会長は、九十九里地域水道企業団企業長の属する市町村の委員をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市町村等調整会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

- 2 委員は、やむを得ない事由で会議に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。
- 3 市町村等調整会議は、必要に応じてオブザーバーとして関係団体の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 市町村等調整会議の事務は、九十九里地域水道企業団において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市町村等調整会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	役職名	備 考
茂原市	企画財政部次長 (財政課長)	
	企画政策課長	
東金市	企画課長	
	財政課長	
匝瑳市	環境生活課長	
	財政課長	
山武市	環境保全課長	
	財政課長	
大網白里市	地域づくり課長	
	財政課長	
九十九里町	健康福祉課長	
	企画財政課長	
横芝光町	環境防災課長	
	財政課長	
一宮町	企画広報課長	
	総務課長	
睦沢町	企画財政課長	
長生村	企画財政課長	
白子町	企画財政課長	
長柄町	建設環境課長	
	企画財政課長	
長南町	企画政策課長	
	財政課長	
九十九里地域水道企業団	事務次長	会長
八匝水道企業団	事務局長	
山武郡市広域水道企業団	企画財政課長	
長生郡市広域市町村圏組合	水道部管理課長	
山武市水道課	水道課長	

議案第4号

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の 統合協議会南房総地域市町村等調整会議運営要綱について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱第9条の規定に基づき設置する南房総地域の市町村等調整会議に係る運営要綱について、別紙のとおり提案する。

令和4年5月17日

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の
統合協議会南房総地域市町村等調整会議運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合協議会設置要綱第9条の規定に基づき、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合協議会（以下「協議会」という。）の南房総地域市町村等調整会議（以下「市町村等調整会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市町村等調整会議は、協議会幹事会（以下「幹事会」という。）への提案事項について、幹事会に説明する前に、関係市町村等が協議調整を行うものとする。

(組織)

第3条 市町村等調整会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 市町村等調整会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、南房総広域水道企業団の委員をもって充てる。
- 3 副会長は、南房総広域水道企業団企業長の属する市町村の委員をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市町村等調整会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

- 2 委員は、やむを得ない事由で会議に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。
- 3 市町村等調整会議は、必要に応じてオブザーバーとして関係団体の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 市町村等調整会議の事務は、南房総広域水道企業団において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市町村等調整会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	役職名	備 考
館山市	環境課長	
	行革財政課長	
勝浦市	水道課長	
	財政課長	
鴨川市	水道課長	
	財政課長	
南房総市	水道局長	
	企画財政課長	
いすみ市	水道課長	
	財政課長	
大多喜町	環境水道課長	
	財政課長	
御宿町	建設水道課長	
	企画財政課長	
鋸南町	建設水道課長	
	総務企画課長	
南房総広域水道企業団	業務課長	会長
三芳水道企業団	事務局長	

議案第5号

会長の職務を代理する副会長の指名順について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱第5条第4項に規定する会長の職務を代理する副会長の指名順について、次のとおり提案する。

令和4年5月17日

会長の職務を代理する副会長の指名順
1 千葉県企業局長
2 九十九里地域水道企業団企業長
3 南房総広域水道企業団企業長

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合（以下「統合」という。）に向け、統合に係る事項を協議することを目的として設置する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会にオブザーバーを置くことができるものとする。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 統合に係る基本事項
- (2) 統合基本計画の作成
- (3) 前各号に掲げる事項の他、統合に必要となる事項

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長3人を置く。

2 会長は、千葉県知事の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、千葉県企業局長、九十九里地域水道企業団企業長及び南房総広域水道企業団企業長の職にある者をもって充てる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 委員は、やむを得ない事由で協議会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。

(幹事会)

第7条 協議会を補佐し、協議会への提案事項の協議調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

(部会)

第8条 幹事会を補佐し、幹事会への提案事項の協議調整を行うため、協議会に部会を置く。

2 部会は、必要に応じ、専門的事項の検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(市町村等調整会議)

第9条 幹事会への提案事項について、関係市町村等が協議調整を行うため、九十九里及び南房総の各地域に市町村等調整会議を置く。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、千葉県総合企画部水政課に事務局を置く。ただし、市町村等調整会議については、その事務局を九十九里地域においては九十九里地域水道企業団に、南房総地域においては南房総広域水道企業団に置くものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	役職名	備考
千葉県	知事	会長
	企業局長	副会長
匝瑳市	市長	
東金市	市長	
山武市	市長	
大網白里市	市長	
茂原市	市長	
九十九里町	町長	
横芝光町	町長	
一宮町	町長	
睦沢町	町長	
長生村	村長	
白子町	町長	
長柄町	町長	
長南町	町長	
館山市	市長	
勝浦市	市長	
鴨川市	市長	
南房総市	市長	
いすみ市	市長	
大多喜町	町長	
御宿町	町長	
鋸南町	町長	
九十九里地域水道企業団	企業長	副会長
南房総広域水道企業団	企業長	副会長

「統合協議会」の組織構成(案)について

協議会

会 長：県知事(議長)

委 員：県企業局長(副会長)、九十九里地域水道企業団企業長(副会長)、
南房総広域水道企業団企業長(副会長)、両地域の首長

所 掌：重要事項の決定

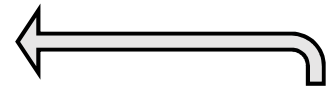


幹事会

会 長：総合企画部長

委 員：県企業局 管理部長・水道部長、両企業団 事務局長
各地域代表の部長 等

所 掌：協議会への提案事項の協議調整を行う



市町村等調整会議

委 員：用水供給事業体課長 等
市町村課長 等
末端給水事業体課長 等

※ 九十九里/南房総地域別に設置。



部 会 (総務、経理・業務、工務、維持管理の4部門)

会 長：水政課長(総務、経理・業務)、
水政課用水供給事業統合準備室長(工務、維持管理)

委 員：県企業局 担当課長、両企業団 担当課長

所 掌：幹事会への提案事項の協議調整を行う



[必要に応じ、専門的事項の検討を行うため設置]

ワーキンググループ

メンバー：水政課及び各事業体担当者

統合協議会の委員構成（案）

団体名	協議会	幹事会	部 会				調整会議
			総 務	経理・ 業務	工 務	維持管理	
千葉県	知事	総合企画 部 長	水政課長		水政課用水供給事業 統合準備室長		—
	企業局長	管理部長 水道部長	総務企画 課 長	財務課長 経理課長	計画課長 浄水課長 給水課長	浄水課長 計画課長 給水課長	—
			管理部副参事 (用水供給事業統合)		管理部副参事 (用水供給事業統合)		
九十九里地域 水道企業団	企業長	事務局長	総務課長 企画財政 課 長	総務課長 企画財政 課 長	工務課長 浄水課長 企画財政 課 長	工務課長 浄水課長	事務次長
南房総広域 水道企業団	企業長	事務局長	業務課長	業務課長	工務課長	浄水課長	業務課長
匝瑳市	市長	—	—				環境生活課長
			—				財政課長
東金市	市長	企画政策 部 長	—				企画課長
			—				財政課長
山武市	市長	—	—				環境保全課長
			—				財政課長
大網白里市	市長	—	—				地域づくり課長
			—				財政課長
茂原市	市長	企画財政 部 長	—				企画財政部次長 (財政課長)
			—				企画政策課長
九十九里町	町長	—	—				健康福祉課長
			—				企画財政課長
横芝光町	町長	—	—				環境防災課長
			—				財政課長
一宮町	町長	—	—				企画広報課長
			—				総務課長

団体名	協議会	幹事会	部会				調整会議
			総務	経理・ 業務	工務	維持管理	
睦沢町	町長	—		—			企画財政課長
長生村	村長	—		—			企画財政課長
白子町	町長	—		—			企画財政課長
長柄町	町長	—		—			建設環境課長
							企画財政課長
長南町	町長	—		—			企画政策課長
							財政課長
館山市	市長	—		—			環境課長
							行革財政課長
勝浦市	市長	—		—			水道課長
							財政課長
鴨川市	市長	—		—			水道課長
							財政課長
南房総市	市長	水道局長		—			水道局長
							企画財政課長
いすみ市	市長	水道課長		—			水道課長
							財政課長
大多喜町	町長	—		—			環境水道課長
							財政課長
御宿町	町長	—		—			建設水道課長
							企画財政課長
鋸南町	町長	—		—			建設水道課長
							総務企画課長
八匠水道 企業団	—	—		—			事務局長

団体名	協議会	幹事会	部会				調整会議
			総務	経理・ 業務	工務	維持管理	
山武郡市広域 水道企業団	—	—	—				企画財政課長
長生郡市広域 市町村圏組合	—	—	—				水道部管理課長
山武市水道課	—	—	—				水道課長
三芳水道 企業団	—	—	—				事務局長